

別添

経済産業省

公 印 省 略  
20260326保局第2号  
令和8年4月1日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政  
省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程等について  
(通知)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解  
釈の基準についての一部を改正する規程等を別添のとおり改正しましたので通知します。  
つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

(お問合せ先)

責任者 : 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ  
製品安全課 課長 森本  
担当者 : 日野  
TEL : 03-3501-4707 (直通)  
メール : bz1-psd-gas@meti.go.jp



各都道府県、市  
関係団体

ガス用品（液化石油ガス器具等）ご担当者 殿

日頃より、ガス用品の安全行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当方が所管しております下記2文書について、添付のとおり改訂いたしましたのでお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、末尾に記載の問い合わせ先までご連絡いただければ幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

#### <改訂を行った2文書>

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
- ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

#### <改訂の背景>

近年、カートリッジガスこんろとガスストーブの組み合わせなどの複合品の液化石油ガス器具等や、「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごとく）なし調理器の使用が増えていることを踏まえて、令和7年9月30日に開催された産業構造審議会製品安全小委員会にて、液化石油ガス器具等の技術基準における複合品等の取扱いを明確にすることを審議した。

製品安全小委員会において、委員から賛同を得られたことも踏まえて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（以下、「液石法運用解釈」という。）及び、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（以下、「液石法技術的内容」という。）の2つの通達について、所要の改正を行う。

（ご参考）令和7年9月30日 産業構造審議会製品安全小委員会 資料3

[https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin\\_anzen/pdf/024\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/024_02_00.pdf)

※関係箇所は22～23ページに記載のある「液化石油ガス器具等の技術基準における複合品等の取扱い明確化」になります。

また、カートリッジガスこんろにおいて、ガス通路の閉止に関して新たな機能が備わった製品が流通していることを踏まえて、液石法技術的内容について所要の改正を行う。

（ご参考）令和8年1月22日 産業構造審議会製品安全小委員会 資料3

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/seihin\\_anzen/pdf/019\\_03\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/019_03_01.pdf)

※関係箇所は24～25ページに記載のある「カートリッジガスこんろに係るボンベ接合時の要件見直し」になります。

さらに、液石法運用解釈において、通達の名称及び一部 JIS 規格の名称修正を行う。

## <改訂の内容>

### (1) 複合品の取扱いについて

電気用品における取扱いを参考に、以下の内容を追加し、所要の改正を行う。

- ① 2以上の機能を有する場合は、それぞれの機能に係る技術上の基準を適用する。
- ② 他方、事業届出の区分及びPSLPGマークの表示については、①の主たる用途（最大ガス消費量など）の区分・表示をもって足りることとする。ただし、特定液化石油ガス器具等（菱形PSLPGマーク表示、自主検査に加え、第三者機関による適合性検査が必要）とそれ以外の液化石油ガス器具等（丸型PSマーク表示、自主検査のみ）の複合品の場合は、前者の区分・表示とする。

### (2) 「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごたく）なし調理器の明確化

菱形PSLPGマークの対象である「カートリッジガスこんろ」に、五徳（ごたく）を用いない加熱調理器具も含まれることを、当該通達に追記し、所要の改正を行う。

### (3) ガス通路の閉止機能について

現行規定の「器具栓」は、カートリッジガスボンベ装着時に、液化石油ガス通路を閉止する機能として求めていたもの。近年、「立ち消え安全装置」の閉止弁により、代替できる製品が市販されているため、所要の改正を行う。

### (4) 液石法運用解釈の名称修正

現行では、液石法運用解釈の名称と、同通達の別紙の名称と齟齬があるので、所要の改正を行う。

### (5) JIS規格の名称修正

現行では「日本工業規格」となっているが、現在正しくは「日本産業規格」であるので、所要の改正を行う。

## <改訂後の2文書全体版（改訂箇所反映版）掲載場所>

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki\\_260401\\_zenbun1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_260401_zenbun1.pdf)

- ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki\\_260401\\_zenbun2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_260401_zenbun2.pdf)

(問合せ先)

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課 担当者 : 日野

TEL : 03-3501-4707 (直通)

メール : bz1-psd-gas@meti.go.jp

経 済 産 業 省

20260326保局第2号

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(20200623保局第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

別紙

改正案	現行
<p>制定 20200623保局第2号 令和2年 7月 8日</p> <p>改正 20210716保局第3号 令和3年 8月 1日</p> <p>20211109保局第2号 令和3年12月 1日</p> <p>20241209保局第3号 令和7年 2月 6日</p> <p>20260326保局第2号 令和8年 4月 1日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>
<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>本運用は、<u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）別表第3（第11条、第13条関係）</u>に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p><u>液化石油ガス器具等が、2以上の機能を有する場合には、それぞれの機能に係る技術的内容を適用しなければならない。</u></p>	<p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p><u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</u></p> <p>[新規]</p>

別表第3 (第11条、第13条関係) に示す性能を満たす技術的内容の例		別表第3 (第11条、第13条関係) に示す性能を満たす技術的内容の例	
液化石油ガス器具等の区分	技術的内容	液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ (以下「組込型こんろ」という。) において、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 器具栓が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接続することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ (以下「組込型こんろ」という。) において、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 器具栓が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接続することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>	
携帯液化石油ガス用バーナー	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにおいて、点火した後には手を離れた時、液化石油ガスの通路が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 液化石油ガスの通路は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにおいて、点火した後には手を離れた時、液化石油ガスの通路が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 液化石油ガス通路は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>	

# 経済産業省

20260326保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について 別紙

改正案	現行
<p>経済産業省</p> <p>20190308保局第5号</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。</p> <p>平成31年3月15日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。</p> <p>附則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。</p> <p>2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正</p>	<p>経済産業省</p> <p>20190308保局第5号</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。</p> <p>平成31年3月15日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。</p> <p>附則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。</p> <p>2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正</p>
<p>経済産業省</p> <p>20190308保局第5号</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。</p> <p>平成31年3月15日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。</p> <p>附則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。</p> <p>2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正</p>	<p>経済産業省</p> <p>20190308保局第5号</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。</p> <p>平成31年3月15日</p> <p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について</p> <p>「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。</p> <p>附則（平成31年3月15日20190308保局第5号）</p> <p>1. この規程は、平成31年5月1日から施行する。</p> <p>2. この規程による制定後の別添4 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第16条（販売方法の基準）関係1.（1）によって明示すべき事項については、平成31年10月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正</p>

<p>に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成26年10月22日付20140901商局第3号)は平成31年4月30日をもって廃止する。</p> <p>附則 (令和2年4月10日2020408保局第2号) この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (令和4年7月15日20220525保局第1号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和4年7月15日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>2. 技術的能力について(4)⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認められた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認められた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。</p> <p>附則 (令和5年3月31日20230324保局第1号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (令和5年12月15日20231212保局第2号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。</p> <p>附則 (令和6年12月17日20241209保局第3号)</p>	<p>に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」(平成26年10月22日付20140901商局第3号)は平成31年4月30日をもって廃止する。</p> <p>附則 (令和2年4月10日2020408保局第2号) この規程は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (令和4年7月15日20220525保局第1号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和4年7月15日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この通達の施行の日から起算して6月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>2. 技術的能力について(4)⑤中(i)から(vi)までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時講習と同等と認められた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認められた講習の受講修了証をもって、(iv)の講習受講修了証とする。</p> <p>附則 (令和5年3月31日20230324保局第1号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (令和5年12月15日20231212保局第2号) (施行期日) 第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。</p> <p>附則 (令和6年12月17日20241209保局第3号)</p>
--	--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この規程は、令和7年2月6日から施行する。</p> <p>附則 (令和8年4月1日20260326保局第2号)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について</p> <p>第3条 (液化石油ガス器具等) 及び第4条 (特定液化石油ガス器具等) 関係</p> <p>1.</p> <p>別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの</p> <p>「容器が付属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本工業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。</p>	<p>別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について</p> <p>第3条 (液化石油ガス器具等) 及び第4条 (特定液化石油ガス器具等) 関係</p> <p>1. 別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「液化石油ガスを充てんした容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの」とは、ごとくを用いて調理するもの他、ごとくを用いず調理するもの(網焼き器、鉄板焼き器、たこ焼き器、おでん鍋、炊飯器、オーブン等)も含む。</p> <p>別表第1第2号イ及び別表第2第1号中、「容器が部品又は付属品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本産業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの</p> <p>「容器が付属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が5リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本産業規格B8245(2004)液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。</p>

2. ～7. [略]

2. ～7. [略]

別添5 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について

第3条 (液化石油ガス器具等の区分) 関係

2 以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等の運用及び解釈について

2 以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等 (以下「複合品」という。) にあつては、次のように取り扱う。

イ いわゆるアタッチメント方式であるときに係る事業の届出その他の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく手続きは、1の液化石油ガス器具等の区分に係る当該手続きをもって足りる。ただし、2以上の液化石油ガス器具等の機構が構造上独立しているときは、それぞれの液化石油ガス器具等の区分ごとに手続きを要することとする。

ロ イにいう「1の液化石油ガス器具等の区分」は、主たる用途であること又は液化石油ガス消費量が最大であることによることとし、これが困難であるときは、別表第1で定める順序が前である液化石油ガス器具等の区分とする。ただし、特定液化石油ガス器具等と特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等との複合品においては、当該特定液化石油ガス器具等の液化石油ガス器具等の区分とする。

第11条 (技術上の基準) 関係

2 以上の機能を有する液化石油ガス器具等に係る技術上の基準の運用について

液化石油ガス器具等が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能について、別表第3に掲げる技術上の基準に適合するようにならなければならない。